

中央区生活交通改善プラン（後期計画）の策定について

■中央区生活交通改善プランとは

「中央区生活交通改善プラン」とは、「にいがた都市交通戦略プラン（基本計画）」の実施計画である「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部として、誰もが移動しやすく、中央区の実情に即した地域交通を目指して策定しています。

現行の生活交通改善プラン（以下「前期計画」という。）は、令和2年度から令和5年度までの4年間の計画となっております。

■前期計画の延長について

下記のとおり対応させていただきたいと考えております。

- ① 前期計画の計画期間をR7年3月まで延長し、R6年度に次期生活交通改善プラン（以下「後期計画」という。）を策定する。
- ② R6年度に実施する事業内容は、R7年度からの後期計画を見据え、R5年度の事業をベースに決定するものとする。

＜期間延長する理由＞

上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン（後期）実施計画」、および「新潟市地域公共交通網形成計画」の改定は、昨年度末より、新型コロナウイルスによる影響を考慮するための調査、およびその結果を計画へ反映させるべく作業を進めていましたが、新潟交通株式会社との新たな連携協定の締結に関する協議の進捗により、同連携協定の内容を計画内に位置付ける必要が新たに生じたことから、改定作業に通常以上の期間を要しています。

以上を踏まえ、後期計画を上位計画に即した効果的な計画とし、検討する時間を十分に確保するため、前期計画の期間を延長することとします。